

今冬の省エネルギー・節電対策について（案）

10月31日、政府から「2014年度冬季の電力需給対策について」が発表され、12月1日から3月31日までの平日、9時から21時までの間、数値目標を設けない節電に取り組んでいくこととなっています。

県庁では、全庁的な節電取組を進め、職員一人ひとりの工夫や取組はもちろん、庁舎内における暖房や照明等の省エネ・節電やLED照明への切り替えなどの設備投資を通じて、この冬の電力消費を昨年度並みの削減（平成22年度冬季比で4.7%減）となるよう努めます。

また、電力需給がひっ迫する場合には、一層の節電に努めます。

今冬の省エネルギー・節電対策

1 県庁での主な取組

(1) 全庁的な節電の取組

- ・ワーク・ライフ・マネジメントの推進による時間外勤務の縮減
- ・エアコンの設定温度19度の徹底
- ・昼休み・退庁時の個人用及び所属パソコンの電源オフ
- ・会議時等、長期離席が見込まれる際の個人用及び所属パソコン電源オフ
- ・自然光などの活用によって、窓際の照明消灯
- ・エレベーター運転台数の削減（本庁舎5台中1台停止等）
- ・待機電力の節減

(2) 省エネ設備の導入促進

- ・LED設備の導入促進（本庁舎）
- ・高効率変圧器及び高効率型汚泥脱水機の導入（企業庁）

2 県民・事業者の皆さまへの取組

(1) 県民・事業者の皆さまへの省エネ・節電の依頼・啓発

- ・県民・事業者の皆さまへの呼びかけの実施
- ・省エネ節電ポスター掲示及び省エネ節電チラシの配布
- ・県ホームページによる広報
- ・みえ環境フェア2014(12月7日)において省エネ・節電の普及啓発

(2) 事業者の皆さまへの支援

- ・中小企業融資制度（環境・防災対策等促進資金など）による融資

電力需給ひっ迫への備え

大規模な電源脱落等により、万が一、電力需給がひっ迫する場合、県の機関は、「今冬における電力需給ひっ迫時の対応方針（案）」に基づき、一層の節電に努めます。また、危機管理統括監をトップとする「電力需給ひっ迫連絡会」において、住民サービスの低下をできる限り招かないよう対応することとします。